

富山県旅館業法施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表（第1条関係）

現行	改正後	備考
第1条～第6条 略  (浴槽水の水質基準及び検査方法) 第7条 条例第7条第2号の規則で定める水質基準は、次のとおりとする。 (1)、(2) 略 (3) <u>大腸菌群</u> は、1ミリリットルにつき1個以下とすること。 (4) 略 2 前項に規定する水質基準の検査方法は、次のとおりとする。 (1) 濁度及び全有機炭素（TOC）の量にあつては、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の規定により <u>厚生労働大臣</u> が定める検査方法とすること。 (2) 略 (3) <u>大腸菌群</u> にあつては、下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年 厚生建設省令第1号）第6条の規定による検定方法とすること。 (4) 略 3 略	第1条～第6条 略  (浴槽水の水質基準及び検査方法) 第7条 同左  (1)、(2) 略 (3) <u>大腸菌</u> は、1ミリリットルにつき1個以下とすること。 (4) 略 2 同左  (1) 濁度及び全有機炭素（TOC）の量にあつては、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の規定により <u>環境大臣</u> が定める検査方法とすること。 (2) 略 (3) <u>大腸菌</u> にあつては、下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年 厚生建設省令第1号）第6条の規定による検定方法とすること。 (4) 略 3 略	浴槽水の水質基準を見直すもの  水質基準に関する省令の改正に伴う規定整備  浴槽水の検査手法を見直すもの
第8条～第11条 略	第8条～第11条 略	
様式第1号～様式第5号 略	様式第1号～様式第5号 略	

富山県公衆浴場法施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表（第2条関係）

現行	改正後	備考
第1条～第3条 略  (水質基準及び検査方法) 第4条 条例第4条第4号イの規則で定める水質基準は、次のとおりとする。 (1)、(2) 略 (3) <u>大腸菌群</u> は、1ミリリットルにつき1個以下とすること。 (4) 略 2 前項に規定する水質基準の検査方法は、次のとおりとする。 (1) 濁度及び全有機炭素（T O C）の量にあつては、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の規定により <u>厚生労働大臣</u> が定める検査方法とすること。 (2) 略 (3) <u>大腸菌群</u> にあつては、下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年 厚生 建設 省令第1号）第6条の規定による検定方法とすること。 (4) 略 3 略  第4条の2～第13条 略  様式第1号～様式第8号 略	第1条～第3条 略  (水質基準及び検査方法) 第4条 同左  (1)、(2) 略 (3) <u>大腸菌</u> は、1ミリリットルにつき1個以下とすること。 (4) 略 2 同左  (1) 濁度及び全有機炭素（T O C）の量にあつては、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の規定により <u>環境大臣</u> が定める検査方法とすること。 (2) 略 (3) <u>大腸菌</u> にあつては、下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年 厚生 建設 省令第1号）第6条の規定による検定方法とすること。 (4) 略 3 略  第4条の2～第13条 略  様式第1号～様式第8号 略	浴槽水の水質基準を見直すもの  水質基準に関する省令の改正に伴う規定整備  浴槽水の検査手法を見直すもの